

高知市工石山青少年の家  
飲酒申出書

入所者相互の人間関係を深め連帯意識を高める趣旨等から、研修生活の一環として飲酒を伴う交歓を行いたいので申し出ます。

なお、認められた場合は、以下に示された飲酒上の遵守事項を守り飲酒を行います。

申出日 令和 年 月 日	
高知市工石山青少年の家 施設長 様	
実施日時	令和 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分
団体名	
団体責任者氏名	
連絡先電話番号	
運転が可能な、 飲酒をしない者	
団体の人数	人 (うち 20 歳未満の人数 人)

【飲酒上の遵守事項】

- (1) 他の利用者に迷惑をかける行為は慎むこと。
- (2) 20歳未満の利用者は飲酒しないこと。また、同席もさせないこと。
- (3) 不測の事態に対応するため、申し出団体利用者のうち1名以上、運転ができる飲酒しない者を置くこと。
- (4) 飲酒できる時間は、原則として夕食後の夜の活動時間帯 (19:00~22:30) とする。
- (5) 指定された場所で飲酒すること。(指定場所： 東別館1階)
- (6) 終了後、団体責任者は施設宿直者に連絡すること。
- (7) 施設管理者から飲酒に関する指導及び依頼があった場合は、これに従うこと。
- (8) 飲酒に伴い生じたゴミは、団体利用者がすべて持ち帰ること。
- (9) 当施設は青少年教育施設であるため、節度を持って飲酒すること。
- (10) 飲酒後は入浴しないこと。
- (11) 食品衛生管理上、食料(生もの)の持ち込みは禁止する。ただし、菓子・乾物類は可とする。
- (12) 飲酒により生じた事故等については、上記団体責任者が責任を負うこと。

※ 施設記入欄	
受付 令和 年 月 日	受付職員氏名 _____ 印
許可 令和 年 月 日	施設管理者 _____ 印